マイナンバー制度実施の流れ

平成27年10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

平成29年1月

個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。

行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年7月

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。

暮らしがもっと便利になっていきます。

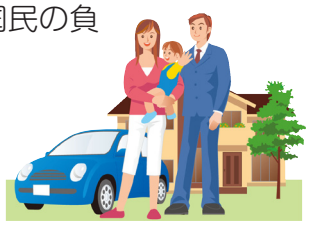

平成28年1月以降 マイナンバーは、こんな場面で必要となります

社会保障、税、災害対策の分野の手続で、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となります。また、事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続きを行うことになります。

社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税務関係の手続き

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

この他、社会保障、地方税、災害対策に関する事務や、これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。